

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百一十條第一項第八号)

(停車及び駐車禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第七十七条の二第二項第四号、第七十七条の二の二第二項第八号又、第九十九条の二の四第一項第二号、第九十九条の二第二項第四号 第二項については第九十九条第一項第七号)

第四節の三 特定自動運行の許可等

(特定自動運行の許可)

第七十五条の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の名及び住所

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百一十條第一項第六号)

(停車及び駐車禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第七十七条の二第二項第四号、第七十七条の二の二第二項第八号又、第九十九条の二の二第二項第二号、第九十九条の三第一項第四号 第二項については第九十九条第一項第七号)

(新設)

(新設)

二 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画(以下「特定自動運行計画」という。)

イ 特定自動運行に使用する自動車(以下「特定自動運行用自動車」という。)の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ロ 特定自動運行に関する次に掲げる事項

- (1) 特定自動運行の経路
- (2) 特定自動運行を行う日及び時間帯
- (3) 特定自動運行により運送される人又は物
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ハ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

三 この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者(第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一項第三号において同じ。)又は特定自動運行業務従事者(第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。)が実施しなければならない措置に関する次に掲げる事項

- (1) 第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法
- (2) 第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法

- (3) 第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制
- (4) 第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法
- (5) 第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順
- (6) ①から⑤までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3) 前項の申請書には、特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項(道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。)が記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則 第一項については第百七条の二第二項第三号及び第四号、第百二十三条)

(特定自動運行の許可基準等)

第七十五条の十三 公安委員会は、前条第二項の許可をしようとするときは、同条第三項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車は特定自動運行を行うことができるものであること。
- 二 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。

(新設)

三 第七十五条の十九から第七十五条の二十一まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。

四 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。)が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

2) 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項 国土交通大臣等
- 二 前項第五号に掲げる事項 前条第二項第二号ロ(一)に規定する道路をその区域に含む市町村(特別区を含む。)の長

(不従事由)

第七十五条の十四 公安委員会は、第七十五条の十三第二項の許可をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしない。

- 一 第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その

(新設)

取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

二 法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

(許可の条件)

第七十五条の十五 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

(許可事項の変更)

第七十五条の十六 第七十五条の十二第一項の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」といふ。）は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七十五条の十三及び前条の規定は、前項の許可について準用する

(新設)

(新設)

3 特定自動運行実施者は、第一項ただし書に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

4 特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第一項第二号に掲げる事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。

(罰則 第一項については第百十七条の二第二項第四号及び第五号、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九條の二の三第二号、第百二十三條)

(公示)

第七十五条の十七 公安委員会は、第七十五条の十二第二項又は前条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定自動運行計画等の遵守)

第七十五条の十八 特定自動運行は、第七十五条の十二第一項の許可を受けた特定自動運行計画（第七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。）及び第七十五条の十五第一項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（第七十五条の十五第二項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更され、又

(新設)

(新設)

は新たに付された条件を含む。）に従わなければならない。

(罰則 第一百七十七条の四第二項、第二百一十三条)

(特定自動運行を行う前の措置)

第七十五条の十九 特定自動運行実施者は、次項の規定により指定した特定自動運行主任者、第三項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者(以下「特定自動運行業務従事者」という。)に就き、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を把握かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなければならない。

(新設)

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、特定自動運行主任者を指定しなければならない。

3 特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせるため、現場措置業務実施者を指定しなければならない。

(特定自動運行中の遵守事項)

第七十五条の二十 特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

(新設)

一 当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができると認められる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の二十三第二項第一号に規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

二 第七十五条の二十三第三項の規定による措置その他の措置を講じさせるため、特定自動運行主任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行っているときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中であることを表示しなければならない。

(特定自動運行主任者の義務)

第七十五条の二十一 前条第一項第一号の規定により配置された特定自動運行主任者は、当該特定自動運行用自動車に特定自動運行を行っているときは、同号に規定する装置の作動状態を監視していなければならない。この場合において、当該装置が正常に作動していないことを認めるときは、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行を終了させるための措置を講じなければならない。

(新設)

2 特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したとき  
は、直ちに、次条又は第七十五条の二十三第一項若しくは第三項の規  
定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並び  
にこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しな  
ければならない措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならない。

(特定自動運行が終了した場合の措置)

第七十五条の二十二 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した  
場合において、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任  
者に対し次の各号のいずれかの措置又は命令が行われているときは、  
直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該措置又は命令に従つて通行  
をさせるため必要な措置を講じなければならない。

- 一 第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示
- 二 第六条第二項の規定による警察官等の交通整理
- 三 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二  
項の規定による警察官の禁止、制限又は命令
- 四 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第三  
項の規定による警察官の指示
- 五 第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限
- 六 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第七十五条  
の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令

2 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当  
該特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、

又は当該特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車  
両があるときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車が当該緊急自動  
車又は消防用車両の通行を妨げないようにするため必要な措置を講じ  
なければならない。

3 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当  
該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合は、直ちに、当  
該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運  
行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければな  
らない。

(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)

第七十五条の二十三 特定自動運行（道路において当該特定自動運行が  
終了した場合を含む。第三項及び第六項並びに第一百七条第三項にお  
いて同じ。）において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一  
項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故  
があつたときは、同条の規定により配備された特定自動運行主任者は、  
直ちに当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び  
現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置（当該交  
通事故による人の死傷がないことが明らかの場合にあつては、現場措  
置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置）を講じなけれ  
ばならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自  
動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署（派出  
所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。）の警察官に  
交通事故発生日時等を報告しなければならない。

(新設)

(新設)

- 2 前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定自動運行において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第二号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、当該交通事故に係る特定自動運行用自動車に同条の規定により乗車させられた特定自動運行主任者その他の乗務員（第五項において「特定自動運行主任者等」という。）は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者（特定自動運行主任者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。
- 4 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。
- 5 前三項の場合において、当該交通事故の現場にある警察官は、当該交通事故の現場にある現場措置業務実施者又は特定自動運行主任者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。
- 6 第七十二条の二及び第七十三条の規定は、特定自動運行において交

通事故があつた場合について準用する。この場合において、第七十二条の二第二項中「前条第三項」とあるのは「第七十五条の二十三第五項」と、「一の運転者等」とあるのは「に係る現場措置業務実施者（第七十五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者をいう。以下同じ。）又は特定自動運行主任者等（第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者等をいう。以下同じ。）」と、「同項」とあるのは「同条第五項」と、「現場」とあるのは「当該交通事故の現場」と、第七十三条中「運転者等以外」とあるのは「特定自動運行主任者等以外」と、「一の運転者等が第七十二条第一項前段」とあるのは「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第二項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

（罰則 第一項前段及び第三項前段については第百十七条第三項、第百十七条の五第三項、第百二十三条 第一項後段及び第三項後段については第百十九条第三項第六号、第百二十三条 第二項については第百十七条の五第二項、第百二十三条 第四項については第百二十条第二項第四号、第百二十三条）

（特定自動運行の特則）

第七十五条の二十四 特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定（第四章第二節を除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替又は、政令で定める

（新設）

第六條第二項	運転者	特定自動運行主任者 (第七十五條の十九 第二項に規定する特 定自動運行主任者を いう。以下同じ。)
第六條第三項	において	において、特定自動運 行主任者又は
第三十三條第三項	運転者は、故障その他 の理由により随切にお いて	特定自動運行主任者 は、随切において特 定自動運行が終了し た場合において、
	運転することができな くなった	運転し、又は運転さ せることができない
	非常信号を行う等随切 に故障その他の理由に より	鉄道事業法(昭和六 十一年法律第九十二 号)の規定による鉄 道事業者又は軌道法 の規定による軌道維 持者への通報(特定 自動運行主任者が第 七十五條の十二第二 項第二号イに規定す る特定自動運行用目 録中に乗車している

第六十三條の二第一 項	運転者	特定自動運行実施者 (第七十五條の十六 第一項に規定する特 定自動運行実施者を いう。以下同じ。)
	を運転させ、又は運転 して	の特定自動運行を行 わせ、又は特定自動 運行を行つて
第六十三條の二の二 第一項	運転者	特定自動運行実施者
	を運転させ、又は運転 して	の特定自動運行を行 わせ、又は特定自動 運行を行つて
第七十五條の三	運転者	特定自動運行主任者
第七十五條の十一第 一項	運転者は、故障その他 の理由により	は、
	当該自動車を運転する ことができなくなった	特定自動運行が終了 した場合において、 当該自動車を運転し 、又は運転させるこ ろができない
	自動車が故障その他の	自動車が

第七十五條の十一第一項	理由により	特定自動運行主任者
二項	の理由により	は、
	運転することができなくなった	特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない

(報告及び検査等)

第七十五條の二十五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第七十五條の十二第一項第二号ハに規定する場所その他の特定自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(新設)

(罰則 第一項については第百十九條の二の三第三号、第百二十二

条

(特定自動運行実施者に対する指示)

第七十五條の二十六 公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に関し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。)を指示することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第二條第二項に規定する自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二條第四項に規定する貨物自動車運送事業を除く。)又は貨物利用運送事業法第二條第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を陸揚げする行政庁の意見を聴かなければならない。

(新設)

(罰則 第一項については第百十七條の二第二項第六号、第百二十

三條

(許可の取消し等)

第七十五條の二十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消

(新設)

し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

一 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反したとき。

二 特定自動運行計画が第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 特定自動運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。

3 公安委員会は、第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(許可の効力の仮停止)

第七十五条の二十八 次の各号のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止(以下この条において「仮停止」といふ。)をすることができる。

一 特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があつたとき。

(新設)

一 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき。

2 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならない。

3 仮停止をした警察署長は、速やかに、内閣府令で定める事項を公安委員会に報告しなければならない。

4 仮停止は、前項の規定により報告を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事実について第七十五条の二十六第一項又は前条第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

5 仮停止を受けた者が当該事実について前条第一項の規定による許可の効力の停止を受けるときは、仮停止をされていた期間は、当該許可の効力の停止の期間に算入する。

(特定自動運行の許可の取消し等の報告)

第七十五条の二十九 公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(新設)



(経過措置の申渡等)

第九條の二十三 法第七十五條の十六第一項の申請は、別記様式第五の十一の記載事項申請書に提出して行われなければならない。

2 第九條の二十一第一項及び同條の規定は、法第七十五條の十六第一項の許可について適用する。この場合において、第九條の二十一第一項「車両に属する書類」とあるのは「申請書に添付された書類」と、「同条第二項」とあるのは「第九條の二十三第二項」と、「記載された」とあるのは「添付」と読み替へるものとする。

3 公安委員会が、法第七十五條の十六第一項の許可をしたときは、特許自動車運行管理者に對し、その旨を通知するものとし、当該特許自動車運行管理者に係る許可証を頒布せられたり、別記様式第五の十一の許可証を交付するものとする。

(特許自動車運行許可の通知等)

第九條の二十四 法第七十五條の十六第一項ただし書の内閣府令で定める種族は、特許自動車運行許可の系取のうち次に掲げるものとする。

一 第九條の二十條「同条第二項」に掲げる特許の系取であつて、当該特許自動車運行許可に係る特許自動車運行用自動車以外の系取を付したるもの

二 法第七十五條の十一「同条第一号」に掲げられる場所の種族の系取

(種族の系取等の取扱い)

第九條の二十五 法第七十五條の十六第三項又は第四項の届出は、別記様式第五の十一の系取届出書及び当該特許自動車運行に係る許可証を提出して行われなければならない。

2 同項の系取届出書とは、次の各号に掲げる系取に係る事項の区分に及び、当該系取に對する種族を添付しなければならない。

一 同系取一号に掲げる事項 第九條の二十一第一項第一号に掲げる事項及び当該特許自動車運行に係る特許自動車運行用自動車の「種族」

二 同系取一号に掲げる事項 当該系取の種族を記する書類

三 法第七十五條の十一「同条第一号」に掲げる事項 住居専ら用途の適用の有無及び個人又は法人の別に関し、それぞれ第九條の二十一第一項第二号、第三号又は第四号に掲げる事項

3 公安委員会は、法第七十五條の十六第三項又は第四項の届出があつた場合に於て公安委員会と認めらるる場合は、当該許可証を無効とするものとする。

(届出の公示の方法)

第九條の二十六 法第七十五條の十七の規定による公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行われなければならない。

一 許可をした旨

二 特許自動車運行管理者の氏名又は法人たる場合は、その代表者の氏名

三 特許自動車運行の種族

四 特許自動車運行を行う方法及び時間等

五 第九條の二十條「同条第二項」に掲げる事項

六 許可の年月日

七 同条第二項に於けるほか、公安委員会が必要と認めらるる事項

(経過)

第九條の二十七 法第七十五條の十九第一項の規定による特許自動車運行業務従事者となる要件は、次の表の上欄に掲げる特許自動車運行業務従事者の区分に及び、同表の上欄に掲げる業務事項について、それぞれ特許自動車運行管理者、特許自動車運行用自動車の自動車運行管理者その他の当該業務に従事して十分な知識技能を有する者に行われなければならないとする。

特許自動車運行業務従事者の区分	要 件
特許自動車運行管理者	<p>一 特許自動車運行に係る業務の種別は、業務に必要と認められたる限り、</p> <p>二 特許自動車運行の内内容及び特許自動車運行用自動車の自動車運行業務の出発に関する限り、</p> <p>三 次に掲げる指図を特許自動車運行に從つて実施するに必要と認めらるる事項及び当該指図を説明するに必要と認められたる事項に関する限り、</p> <p>イ 法第七十五條の二十一第一項第四号の規定による法第七十五條の十一「同条第一号」に掲げられる事項（次条及び第九條の二十九において「種族」等と稱するもの）の知識技能</p> <p>ロ 法第七十五條の二十一第一項第四号の規定による特許自動車運行業務に必要と認めらるる事項</p> <p>ハ 法第七十五條の二十一第一項第五号の規定による種族</p> <p>ニ 法第七十五條の二十二第一項及び第二項までの規定による特許自動車運行業務に必要と認めらるる事項</p> <p>ホ 法第七十五條の二十三第一項第四号の規定による交通手段の取扱いの監督の業務に必要と認めらるる事項及び現場管理業務実施等を当該交通手段の現場に必要と認めらるる事項並びに同項第四号の取扱いによる業務に必要と認めらるる事項</p> <p>ヘ 法第七十五條の二十三第二項第四号の規定による交通手段の取扱いの監督の業務に必要と認めらるる事項並びに交通手段の取扱いの業務に必要と認めらるる事項</p> <p>ト 法第七十五條の二十四の規定により認めらるる事項</p> <p>チ 法第七十五條の二十四の規定により認めらるる事項</p> <p>リ 法第七十五條の二十四の規定により認めらるる事項</p> <p>四 その他特許自動車運行に係る業務の種別に関する必要と認めらるる事項に関する限り、</p>

<p>現構備置装置等</p>	<p>特定自動車に係る業務の圖又は表圖に必要は法令に照すること。</p> <p>二 特定自動車に記すの圖に照すること。</p> <p>三 特定自動車に記すの特定自動車用自動車（第四十五條の二十三第一項第一号に規定する装置が備わつたものであること）に係る交通事象が認めらるるに於て、特定自動車運行主任者又は第四十五條の二十三第一項前段の規定により懸かる装置に従つて当該交通事象の取扱い向かう手続及び同条第二項の規定による措置を特定自動車運行計画に従つて実施するための手続に照すること。</p> <p>四 その制特定自動車運行に係る業務を適正に実施するため必要は設備及び装置に照すること。</p>
<p>特定自動車に業務従事者（特定自動車運行主任者及び現構備置装置操縦者を含む。）</p>	<p>特定自動車に係る業務の圖又は表圖に必要は法令に照すること。</p> <p>二 特定自動車に記すの圖に照すること。</p> <p>三 特定自動車に記すの業務に於ては、特設の措置を特定自動車運行計画に従つて実施するための手続及び当該措置を実施するための必要な設備の使用方法に照すること。</p> <p>四 その制特定自動車運行に係る業務を適正に実施するため必要は設備及び装置に照すること。</p>

(特定自動車運行主任者の職任)

第九條の二十八 第四十五條の十九第一項の附則全号に定める要件は、次に掲げらるる限りとする。

- 一 四角の視力又は直視の視力を取手しと知でないこと。
- 二 聴覚障害程度その他の特定自動車運行に於て特定自動車運行を行うために必要な装置を適切に使用することのできる者であること。
- 三 第三号に定めるもののほか、法令に於て規定する命令の取扱いに於ては、規定は總て命令により特定自動車運行主任者が実施しなければならぬ措置を自前かつ確保に努めることと区域があることと認めらるる者でないこと。

(運轉監視装置)

第九條の二十九 運轉監視装置は、次に掲げる要件に該当する装置とする。

- 一 特定自動車運行主任者の命令（運轉に於て当該特定自動車に於てした命令を指す）に於て、特定自動車運行用自動車に取り付けられた装置から発信された当該特定自動車運行用自動車の位置の全方向の位置及び交通の状況等に於て当該特定自動車運行用自動車の車内の状況に係る鮮明な映像及び明瞭な音声並びに当該特定自動車運行用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信することのできるものであること。

- 二 ナイスラッシュその他の特定自動車運行主任者が前方の映像及び位置情報を適切に受信するものの機能を提供するものであること。
- 三 スピーカーその他の特定自動車運行主任者又は第一号の要件に照するもの機能を提供するものであること。
- 四 運轉監視装置その他の特定自動車運行主任者が特定自動車運行用自動車の車内にいる者及び車外にいる者との間又は車内の状況に於ては、酒酔を防止するための機能を提供するものであること。
- 五 第一号の映像若しくは音声若しくは当該運轉監視装置の映像又は音声の送信に正常に行うことができないこととなつた場合には、直ちに、特定自動車運行主任者にその旨を通知するものであること。
- 六 第一号の映像及び音声並びに位置情報、第四号の運轉の記録及び前方の運轉に係る情報を記録するものであること。
- 七 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（第四十六條）に規定するサイバーセキュリティを指す）を確保するために必要な措置が講じられていないことであること。

(特定自動車運行中における表示)

第九條の三十 第四十五條の二十第一項に規定する表示は、「自動車運行」の文字を特定自動車運行用自動車の自動車運行装置の作動状態と連動して点滅し又は表示する装置を、当該特定自動車運行用自動車の前方及び後方から視えし得る位置に設け、当該装置を作動せしめるときに行つらるるとする。

(特定自動車運行主任者の職任の取扱い)

第九條の三十一 第四十五條の二十四の規定により第四十二條の二第一項の規定が適用される場合に於ては、第九條の規定に照しては、同条第三号中「運轉監視装置」とあるのは「特定自動車運行監視装置」と、同条第四号中「運轉監視装置」とあるのは「特定自動車運行の装置」とする。

(特定自動車運行主任者として特定自動車に於てした命令に係る業務の取扱い)

第九條の三十二 命令に於ては、次に掲げらるる限りとする。

- 一 信号を発生する装置に於ては、次に掲げるものとする。
  - イ 外側の一辺の長さ又は幅が四センチメートル以上、内側の一辺の長さ又は幅が十五センチメートル以上三センチメートル以上の中身の形状（外側と内側とが相似形である）、またはその配置が同一方向のみの形状）又はこれに類する形状の記号を発生するものであること。
  - ロ 二百メートルの距離からその位置を認識し得るものであること。
  - ハ イの記号の形状、形状又は形状であること。
- 二 灯火式の装置（信号に該当するものを含む。）に於ては、次に掲げるものとする。
  - イ 点滅式のものとする。
  - ロ 二百メートルの距離から点灯を認識し得るものであること。
  - ハ 灯光の形状、形状であること。

(通信の遅滞しきを除く限り)

第九十三條の三十三 公安委員会が、法第七十五条の二十七第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消し、又はその取り消しをしたときは、別段様式第五(十一)の通知書によりその処分を受けた者に通知するものとする。

(通信の遅滞しきを除く限り)

第九十三條の三十四 法第七十五条の二十七第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

- 一 許可を取り消した旨
- 二 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 特定自動運行の種類
- 四 特定自動運行を行う日及び時間帯
- 五 許可を取り消した旨の日
- 六 項各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

(仮停止に係る通知)

第九十三條の三十五 警察官等は、法第七十五条の二十八第一項の規定による特定自動運行の許可の効力の停止(次条において「仮停止」といふ)をしたときは、別段様式第五(十二)の通知書によりその処分を受けた者に通知するものとする。

(公安委員会への報告)

第九十三條の三十六 法第七十五条の二十八第三項の規定による事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 仮停止をした旨
- 二 仮停止に係る許可を受けた特定自動運行実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 仮停止を受けた許可に係る許可証の番号
- 四 仮停止の日付
- 五 仮停止の理由

(国公安委員会への報告)

第九十三條の三十七 法第七十五条の二十九の規定による事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 処分を受けた者の住所又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 処分の別及び理由
- 三 法第七十五条の二十八第一項の規定による処分にあつては、当該処分の内容
- 四 処分の期日及び処分に係る期間

(通信の遅滞しきを除く限り)

第九十三條の三十八 特定自動運行実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、罰則なく、許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならない。

- 一 特定自動運行を行わなかつたこととしたとき
- 二 許可証を取り消されたとき
- 三 許可証の再交付を求めた場合において、請求した許可証を交付し、又は回復したとき

- 2 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可証は、その効力を失ひ、
- 3 特定自動運行実施者が次の各号に掲げる懲罰命令のいずれかに該当することとなつたときは、当該懲罰命令に掲げる者は、罰則なく、許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならない。

- 一 死亡した場合 国庫の没収又は没収し得る
- 二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は清算管理人
- 三 法人が合併により解散した場合 合併後を継承し、又は合併により設立された法人の代表者

4 公安委員会は、前二項第一号又は前項の規定による許可証の没収を受けたときは、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公示しなければならない。

- 一 許可が失効した旨
- 二 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 特定自動運行の種類
- 四 特定自動運行を行う日及び時間帯
- 五 許可が失効した旨の日
- 六 項各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

(国公安委員会への報告)

第九十一條 法第七十条の規定による場合は、自動車等の運転者若しくは自動車等の運転に關し、令別表第二の一の欄若しくは二の表の十一欄に掲げる種別及び又は法第七十七條の五第一項第一号の款に当たる場合(第三十一條の三の款において「種別(又は種別)」といふ)をした場合とす。

(自動車用小型車の型式認定)

第九十九條の四 自動車用小型車の型式又は原形を業としてする者は、その型式(一)又は原形とする自動車用小型車の型式について国公安委員会に認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定は、自動車用小型車が第一條の四に定める構造と致すものであることであることを証明するものによつて行ひ、
- 3 第九十九條の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「運行補助車等」とするものは、「自動車用小型車」と読み替へるものとする。

(原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定)

第九十九條の五 原動機を用いる身体障害者用の車の型式又は原形を業としてする者は、その型式(一)又は原形とする原動機を用いる身体障害者用の車の型式について国公安委員会の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定は、原動機を用いる身体障害者用の車が第一條の五第一項に定める構造と致すものであることであることを証明するものによつて行ひ、
- 3 第九十九條の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「運行補助車等」とするものは、「身体障害者用の車」と読み替へるものとする。

(国公安委員会への報告)

第九十一條 法第七十条の規定による場合は、自動車等の運転者若しくは自動車等の運転に關し、令別表第二の一の欄若しくは二の表の十一欄に掲げる種別及び又は法第七十七條の五第一号の款に当たる場合(第三十一條の三の款において「種別(又は種別)」といふ)をした場合とす。

(車を戻す等)

(原動機を用いる身体障害者用田用車等の型式認定)

第九十九條の四 原動機を用いる身体障害者用の型式又は原形を業としてする者は、その型式(一)又は原形とする原動機を用いる車等の型式について国公安委員会の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定は、原動機を用いる身体障害者用第一條の四第一項に定める構造と致すものであることであることを証明するものによつて行ひ、
- 3 第九十九條の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「運行補助車等」とするものは、「車等」と読み替へるものとする。